

緊急行財政改革プログラム（第1次分）について

平成16年12月14日

1 当市を取り巻く社会経済情勢

当市の財政は、経済状況の悪化による市税の減少に加え、地方交付税についても、国の抜本的な制度の見直しの影響により、平成13年度以降大幅に落ち込んでいる一方、義務的経費や特別会計への繰出金が増加の一途を辿っており、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率、公債費比率についても、平成12年度末のそれぞれ78.2%、14.4%に対し、平成15年度末でそれぞれ85.3%、15.8%となっています。

平成16年度当初予算においては、財源不足を補うため基金の取り崩しによって財源調整を図っていますが、このまま推移すれば、大幅な財源不足が生じ、行財政運営が成り立たなくなることも想定されます。

当市では、平成8年に「吉川市行財政改革大綱」、また、平成15年には「第2次よしかわ行財政改革大綱」を策定し、職員定員管理の適正化や事務事業の見直しなどによる諸経費の削減、民間委託による行政の効率化など、行財政基盤の確立に向けて取り組んできましたが、予想を上回る地方交付税の削減、経済状況の悪化、少子高齢化の進展などにより、厳しい行財政運営を強いられています。

さらに、今年7月まで協議を重ねておりました松伏町との合併についても住民投票の結果、協議の継続を断念せざるを得ない状況となり、合併による財政再建の道も閉ざされたところです。したがって、今後は、当市単独でのまちづくりを行っていかねばならず、持続可能な行財政の運営への転換を図り、簡素で効率的な行財政システムを確立することが喫緊の課題となっています。

2 行財政基盤を確立するための方策

当市では「第2次よしかわ行財政改革大綱」をもとに平成16年4月「よしかわ行財政改革推進プラン」を策定いたしました。しかしながら、前記のような行財政状況により、よしかわ行財政改革推進プランの実施だけでは今後の財源不足に対応できない状況となっています。したがって、よしかわ行財政改革推進プランに追加して取り組む改革として、今回、「緊急行財政改革プログラム（第1次分）」を実施させていただきます。なお、緊急行財政改革プログラムは、今後の市の財政状況により随時追加をしながら市の財政の収支の均衡を保つとともに、これでもなお見込まれる財源不足については、財政調整基金等の基金の取り崩しにより補っていくこととします。

3 緊急行財政改革プログラムの位置付けと重点項目

平成17年度から平成20年度までの4年間を「緊急行財政改革期間」として位置付け、推進に当たっては、収支不均衡を解消するとともに、安定した市民サービスを、将来にわたって継続していくための行財政基盤を確立することを目指し、次の5点を重点項目として改革に取り組みます。

- (1) 内部管理経費削減の推進
- (2) コストの最適化の推進
- (3) 市民サービスの向上
- (4) 市民負担の公平性の確保
- (5) 市税等の収納強化

4 緊急行財政改革プログラムの実施項目

前記3の重点項目をもとに、今回、第1次分として別添項目について緊急行財政改革を実施します。また、職員全員が危機意識を共有し、その他の事項についても、継続して改革の取組みを行っていきます。

緊急行財政改革プログラム重点項目

- 1 内部管理経費削減の推進
- 2 コストの最適化の推進
- 3 市民サービスの向上
- 4 市民負担の公平性の確保
- 5 市税等の収納強化

1 内部管理経費削減の推進

これまでも、職員定数の適正化や事務の執行にかかる経費の削減など、内部管理経費の削減に取り組んできましたが、より一層、人件費の削減、事務事業の民間委託の推進など、徹底した内部管理経費削減の推進を図ります。

2 コストの最適化の推進

限られた行政資源で最大の効果をあげるため、事務事業の優先性や行政関与の妥当性、有効性を検証しながら、真に必要な分野への行政資源の重点配分を行います。

また、事務事業の成果を重視し、成果に応じた事務事業の見直しを行い、サービスの最適化を図り、常に、コスト縮減のための手法を検討し、最適な選択を行いながら取り組みます。

3 市民サービスの向上

現在、複数の課にまたがっている各種申請・交付・証明業務をできる限り1ヵ所の窓口で行うことができるよう総合窓口の開設を進めます。

4 市民負担の公平性の確保

受益者を特定できないサービスなど、地域社会全体で負担するものを除いては、「受益者負担の原則」に則ったサービスの提供により、市民負担の公平性を最大限に確保できるよう取り組みます。

5 市税等の収納強化

財政の健全化を目指すためには、歳出を抑制すると同時に、歳入の根幹をなす市民税をはじめとして、国民健康保険税など、歳入の収納率の向上と収入未済額の解消を図ることが必要であるため、このための徴収体制の強化を行います。

緊急行財政改革プログラム(第1次分)実施項目一覧

1 内部管理経費削減の推進	2,530 千円
(1)特別職報酬の削減(市長 10%、助役 7%、収入役 6%、教育長 5%、2年)	2,530
(2)高齢者部分休業制度の導入	-
2 コストの最適化の推進	32,720 千円
(1)口座振替済通知の見直し(市税・国保税)	1,000
(2)各種広告収入策等の導入(市ホームページ・窓口封筒・広報誌)	(歳入等)1,000
(3)バス利用者駐車場(南広島)廃止	150
(4)身体障害者手帳等診断書料助成事業の見直し	100
(5)公衆浴場入浴助成の見直し	740
(6)高齢者入院見舞金の廃止	1,200
(7)敬老祝金の見直し	4,800
(8)乳幼児医療費食事療養費助成分の廃止	1,640
(9)ひとり親医療費食事療養費助成分の廃止	110
(10)重度心身障害者医療費食事療養費助成分の廃止	16,900
(11)交通災害見舞金の廃止	200
(12)薬剤散布事業の見直し	100
(13)大気測定分析事業の見直し	600
(14)公衆トイレゴミ箱の撤去	170
(15)駅前噴水稼働時間の見直し	150
(16)誕生記念樹配布事業の廃止	660
(17)保存樹木維持管理助成金の廃止	900
(18)屋外市民プール開場期間の見直し	2,300

3 市民サービスの向上

市役所本庁舎の総合窓口化(平成17年度実施)

4 市民負担の公平性の確保

(1)使用料・手数料の見直し(「よしかわ行財政改革推進プラン」再掲)

(2)補助金・負担金の見直し(「よしかわ行財政改革推進プラン」再掲)

5 市税等の収納強化

収納率の向上と収入未済額の解消(「よしかわ行財政改革推進プラン」再掲)

効果見込額合計 35,250 千円

効果額については、平成17年度見込額です。

- については、効果額が現段階で算定できないものを表します。

緊急行財政改革プログラム実施内容(第1次分)

1 内部管理経費削減の推進

項	目	内	容	効果(千円)
(1)	特別職報酬の削減	特別職(市4役)の給料月額について、時限的に引下げを行う。 市長 10% 助役 7% 収入役 6% 教育長 5%		2,530
(2)	高齢者部分休業制度の導入	定年退職日から最長5年を遡った日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことができる「高齢者部分休業制度」を導入し、人件費の抑制を図る。		-

2 コストの最適化の推進

	項 目	内 容	効果(千円)
(1)	口座振替済通知の見直し(市税・国保税)	口座振替済通知の見直しを行い、希望がある方に対してのみ通知をする。	1,000
(2)	各種広告収入策等の導入	市ホームページ・窓口封筒・広報誌等に広告を掲載し、歳入等の増を図る。	(歳入等) 1,000
(3)	バス利用者駐車場(南広島)廃止	JR高速バス利用者用の南広島駐車場を廃止する。	150
(4)	身体障害者手帳等診断書料助成事業の見直し	平成17年度申請分から診断書料の1/2の助成で上限を5,000円とする。 平成16年度見込700千円 平成15年度助成実績 183人 739千円	100
(5)	公衆浴場入浴助成の見直し	埼玉県の指定する公衆浴場入浴料金の統制額から、1利用当たり100円を控除した額を公衆浴場事業者に支払うこととする。 平成16年度見込 2,964千円 平成15年度交付実績228人 2,840千円	740
(6)	高齢者入院見舞金の廃止	高齢者入院見舞金を廃止する。 平成16年度見込120人 1,200千円 平成15年度支給実績127人 1,270千円	1,200
(7)	敬老祝金の見直し	特別祝金、喜寿祝金を廃止するとともに米寿祝金、白寿祝金の金額を見直す。 平成16年度見込383人 6,004千円 平成15年度支給実績346人 5,414千円	4,800
(8)	乳幼児医療費(食事療養費助成分)の廃止	これまで市単独で助成をしていた入院時食事療養費分について廃止する。 平成16年度見込1,282千円 平成15年度実績 491人 1,822千円(食事療養費相当分のみ)	1,640
(9)	ひとり親医療費(食事療養費助成分)の廃止	これまで市単独で助成をしていた入院時食事療養費分について廃止する。 平成16年度見込121千円 平成15年度実績 20人 106千円(食事療養費相当分のみ)	110

(10)	重度心身障害者医療費(食事療養費助成分)の廃止	これまで市単独で助成をしていた入院時食事療養費分について廃止する。 平成16年度見込16,037千円 平成15年度実績 789人 12,154千円(食事療養費相当分のみ)	16,900
(11)	交通災害見舞金の廃止	交通災害見舞金を廃止する。 平成15年度支給実績 2人 400千円	200
(12)	薬剤散布事業の見直し	平成17年度から継続、中止、廃止を含め、自治会の判断に委ねていく。	100
(13)	大気測定分析事業の見直し	大気濃度測定の回数を年4回から年2回に縮小する。	600
(14)	公衆トイレゴミ箱の撤去	駅前公衆トイレ内のゴミ箱を撤去する。	170
(15)	駅前噴水稼働時間の見直し	駅前噴水稼働期間の見直しを行う。	150
(16)	誕生記念樹配布事業の廃止	誕生記念樹の配布を廃止する。	660
(17)	保存樹木維持管理助成金の廃止	保存樹木維持管理助成金を廃止する。 平成16年度見込 118箇所 859千円 平成15年度実績 120箇所 914千円	900
(18)	屋外市民プール開場期間の見直し	平成17年度から平日の開催を7月第3週からとする。また、土日の開催についても、7月第2土曜日からとし、8月末をもってプール開場期間を終えることとする。	2,300

3 市民サービスの向上

項 目	内 容	効果(千円)
市役所本庁舎の総合窓口化	市民サービスの向上を目的として、複数課にまたがっている各種申請・交付・証明業務をできるだけ1ヵ所の窓口で行うワンストップサービスを目指し、総合窓口を開設する。	-

4 市民負担の公平性の確保

項 目	内 容	効果(千円)
(1) 使用料・手数料の見直し	全ての使用料・手数料に関し、受益者負担の原則に沿った見直しを行う。	-
(2) 補助金・負担金の見直し	事業費補助を基本に団体や個人などに支出している補助金・負担金について、効果、必要性などを検証しながら見直しを行う。	-

5 市税等の収納強化

項 目	内 容	効果(千円)
収納率の向上と収入未済額の解消	市税等の収納率の向上と収入未済額の解消を図るため徴収体制の強化を行う。	-